

時の動き

もっと広がれ！

違憲訴訟

九条の会・久喜

進藤 敬子

全国で「安保法制違憲訴訟」が！

昨年の9月に多くの人が反対し、ほとんどの憲法学者が「憲法違反」と声をあげたにもかかわらず、国会の暴挙により強行採決されてしまった「安保法案」。今でも、あの時の怒りと憤りを忘れることはできません。

そんななか全国各地で、立憲主義を守りぬくという強い思いから、安保法制による自衛隊の出動などに対する「差し止め訴訟」と平和的生存権と人格権侵害などに対して「国家賠償請求訴訟」を提起しようと、「安保法制違憲訴訟の会」が立ち上がりました。今年の4月26日、全国初の集団訴訟

を起こしたのは、東京と福島でした。

その後、高知、岡山、大阪、長崎、長野、広島、神奈川、全国の女性グループで訴訟が起こり、現在大分、群馬、山口でも準備が進んでいます。

そして、私の住む埼玉でも「安保法制違憲訴訟埼玉の会」が結成され、6月20日に呼びかけに応じた原告318人が国を相手取り原告一人当たり10万円の損害賠償訴訟をさいたま地裁に提訴しました。104人の弁護士団は、埼玉の訴訟としては過去最大規模のことです。10月26日には第一回口頭弁論が行われますが、それに先立ち10月21日に113人が第二次提訴

をしました。

父の意見陳述書

もちろん、私も私の父（92歳）も原告になり、父は以下のような陳述書も書きました。

【私は、1924（大正13）年1月に埼玉県南埼玉郡久喜町で出生した。徴兵され、柏の東部83部隊に入隊し、陸軍歩兵2等兵になった。軍隊では、毎日夜の勤務が終わると、「全員集合」の号令がかかり、「お前たちはたるんでいる」と機関銃ピンタや革スリッパピンタで50回殴られた。時にはベルトを振り回して「帯革ピンタ」を

されたが、それは非常に痛く地獄の日々であった。小学校の同級生47名のうち14名が戦死した。小学校の卒業写真には47名の男子生徒の屈託のない顔が並んでいるが、戦死した友のことを考えると、本当に悔しい限りであった。戦後、私は、教員資格を取得し、長年、中学校の教員を続けてきたが、「教え子を再び戦場に送るな」の言葉を胸に教育を実践してきた。

戦後、戦争放棄を謳う憲法9条のおかげで、日本は戦争で誰も殺さず、殺されずにやってきた。私も公務員として、日本国憲法を遵守して生きてきた。ところが、新安保法制法の強行採決により、日本は再び戦争のできる国になつてしまい、日本が武力ではなく、平和的な手段で国際平和を実現する役割を放棄してしまったことに対し、強い怒りを覚える。また、新安保法制法の強行採決により、日本が戦争のできる国に変えられたことに対し、戦死した

多くの同級生のことを考えると、ただただ申し訳なく涙が止まらない。」と。

違憲訴訟の意義

東京の共同代表の伊藤真弁護士は、この訴訟の意義を「訴訟のゴールは、立憲主義と国民主権の回復。そのために違憲の安保法制を廃止させることが必要。また憲法を守ることが、国会議員の最大のコンプライアンス（法令遵守）だ。その当たり前のことを、この国に根付かせなければならない」と語っています。

とは言え、違憲裁判のハードルが高いのは周知のとおりです。憲法81条は最高裁について「法律が憲法に適合するか否かを最終的に決定する権限がある」と定めているにもかかわらず、「付随的審査制」「統治行為論」の観点から「門前払い」になることが、今までの違憲訴訟で多くありました。実際、個人の原告が起こした違憲訴訟で、

裁判所は具体的な権利侵害が起きていないとして、いずれも具体的な審理に入らず門前払いとする「却下」判決が相次いでいます。ゆえに、各地の違憲訴訟が「国家賠償請求訴訟」になっており、原告の具体的な権利侵害の訴えが重要になってくるわけです。

諦めずに

困難な訴訟ですが、「今、一番あつてはならないことは、やっても無駄だ」という無力感から行動しなくなることを、物を言わなくなることです。これまでのすべての憲法訴訟も初めはみな前例のない無謀な闘いとみられました。私たちが判例集で見る憲法判例は勇気を持って立ち上がった先輩法律家の汗と努力の結晶に他なりません」という伊藤弁護士言葉に勇気づけられ、この訴訟がもつともっと全国に広がることを願うばかりです。

(しんどう けいこ)